塩竈市暴力団排除条例に係る誓約書

申込者、申込者の役員又は申込者の法定代理人は、　　申込みに当たり、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合は、役員名簿等の必要書類を提供するとともに、対象となった者の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　暴力団（塩竈市暴力団排除条例（平成２４年１２月１９日条例第３６号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

２　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者

３　暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者

４　暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどする者

５　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

６　次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）

(1) 暴力的な要求

(2) 法的な責任を超えた不当な要求

(3) 契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力

(4) 偽計又は威力を用いての市職員等の業務の妨害

(5) (1)から(4)までに掲げる行為に準ずる行為

令和　　年　　月　　日

塩　竈　市　長　　殿

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

備考　この誓約書において役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。